



2教保第37-1号
令和2年4月6日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会事務局長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の措置
について（通知）

学校における教育活動については、令和2年3月24日付け31教保第1257号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について」により、春季休業明けからの再開に向けて準備を進めることとしたところですが、国内及び先週後半の県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、下記のとおり対応することとします。

各学校においては、幼児児童生徒・保護者へ周知するとともに、適切に対応してください。

記

- 1 令和2年4月7日（火）から4月19日（日）までを臨時休業とする。
ただし、臨時休業の期間は、今後の県内の感染状況等を踏まえ変更する場合があります。
- 2 入学式は、感染予防のための措置や式典の簡素化など、万全の対応をとった上で実施する。
- 3 始業式は行わず、それに代えて登校日の中で年度始めの諸準備を実施する。
- 4 臨時休業中は、以下の点に留意する。
 - ・各学校において、臨時休業中に登校日を設定する場合には、学年や学級ごとの分散登校とし、児童生徒への学習課題の提示や学習状況等の確認を行う。
 - ・特別支援学校においては、自宅等で過ごすことが難しい児童生徒等については、自主登校教室の設定など児童生徒の居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応する。
 - ・臨時休業期間中の部活動や補習等については、自粛とする。
 - ・年間行事予定や年間学習計画等を見直し、長期休業等を利用して教育活動を行うなど、臨時休業後の再開に向けて準備を進める。

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）
高等学校教育課 教科・定通指導グループ（鶴見）
特別支援教育課 指導グループ（尾野）
電話 052-954-6793（保健体育課ダイヤル）
052-954-6787（高等学校教育課ダイヤル）
052-954-6798（特別支援教育課ダイヤル）